

自然災害の対応体制について

目次

- 1．国の自然災害の対応体制について
- 2．防災対策に関する組織体制
- 3．大規模災害発生時における国の体制
 - (1) 災害発生時における国の応急対応
 - (2) 東日本大震災における緊急災害対策本部と各県の連絡・調整体制
 - (3) 東日本大震災における対策本部等の概略図

平成24年2月1日
内閣府政策統括官（防災）

1. 国の自然災害の対応体制について

災害予防

- ・ 防災基本計画や地震対策大綱、地震応急対策活動要領などの計画策定
- ・ 住民の避難、防災活動に資する観測体制の確立
- ・ 大規模災害に係る情報・通信体制の整備
- ・ 所管公共施設の整備、防災性能の向上（堤防整備、耐震化など）
- ・ 大規模災害に係る防災訓練の実施 等

災害応急対策

- ・ 災害情報の収集・集約
- ・ 被害状況に応じ、非常災害対策本部や緊急災害対策本部、現地対策本部を設置
- ・ なお、東日本大震災においては、被災者生活支援チームを設置し、物資の調達・配送、避難所の生活環境の改善支援等を実施 等

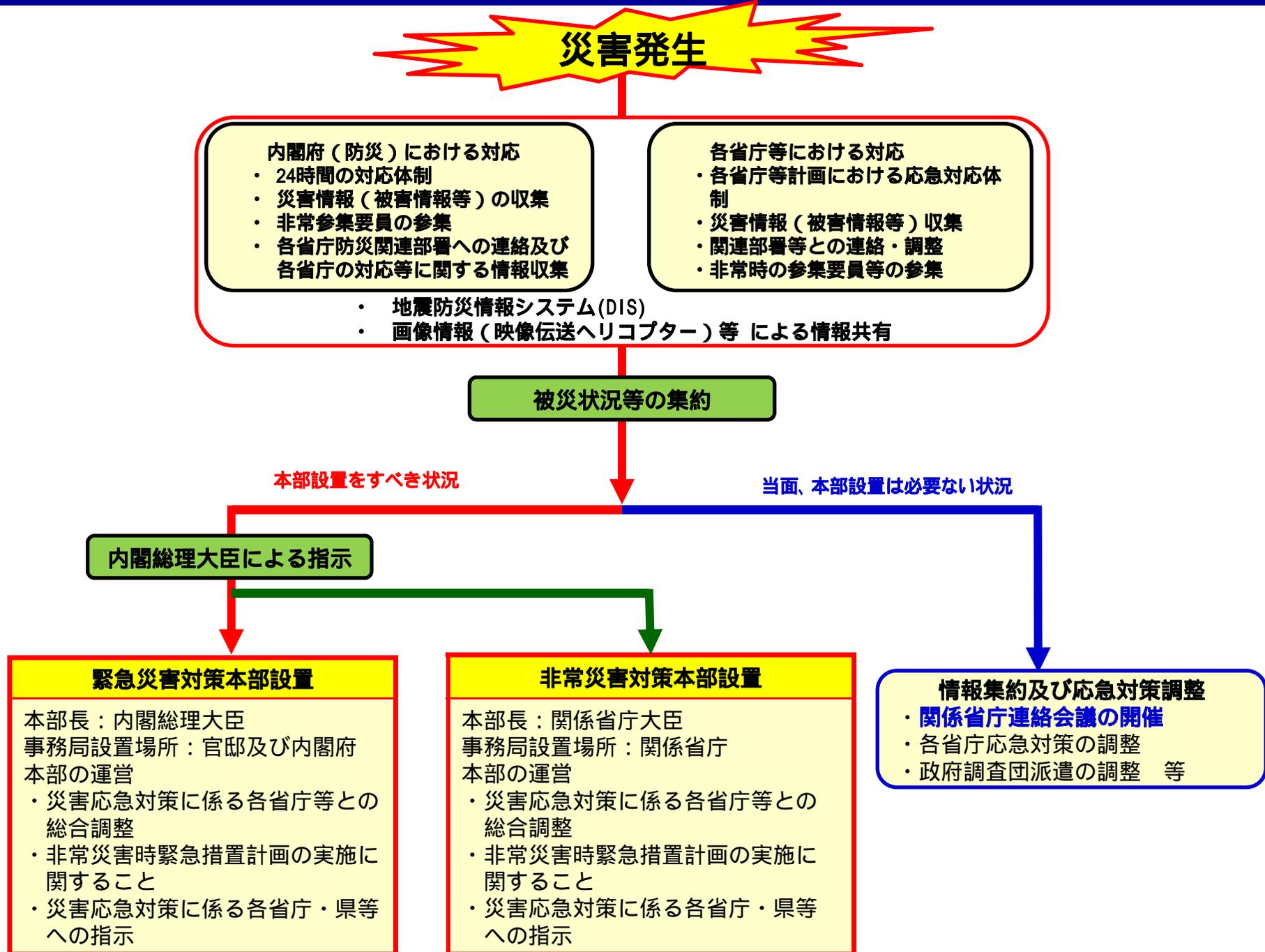
災害復旧・復興

- ・ 災害復旧事業等による所管公共施設の復旧整備
- ・ 被災地復興の計画的実施、被災者の自立した生活再建の対策等の実施に関し、法律・税制・予算措置等による様々な措置を実施
- ・ なお、東日本大震災においては、特別法による財政措置や、一部災害復旧事業における県、市町村の代行を実施 等

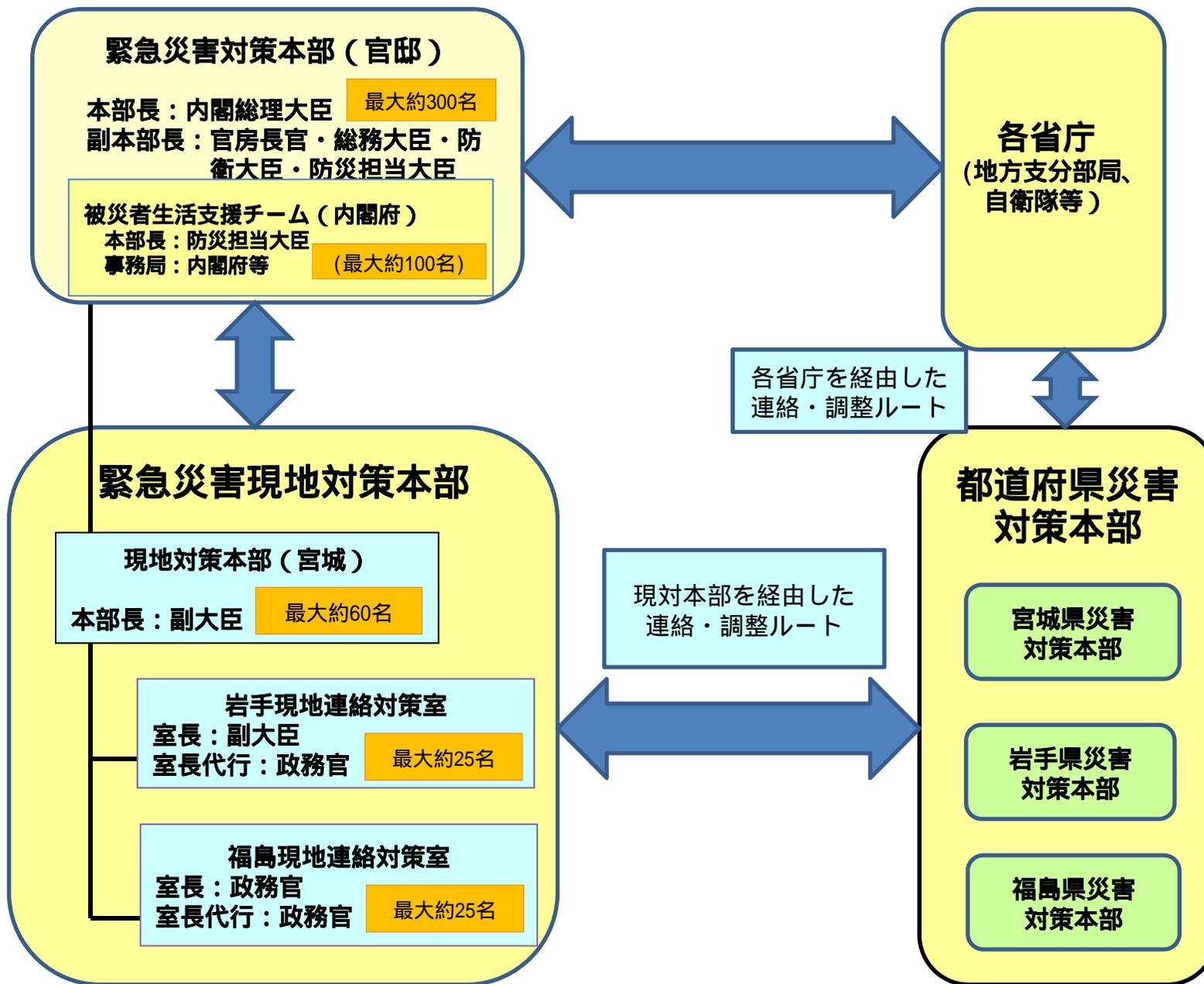
2. 防災対策に関する組織体制

	国	都道府県	市町村
平時 (例)	<p>内閣府・中央防災会議 構成（中央防災会議） 会長：内閣総理大臣 委員：国務大臣、指定公共機関の代表等</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の作成及び推進 ・専門調査会等による防災対策の調査・検討 ・防災対策に関する総合調整、実施 ・関係行政機関の長に対し勧告、報告徴収権等 ・政府の防災訓練の実施 <p>各省庁・各関係部局・地方支部分局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災業務計画、中央省庁BCPの作成 ・防災に関するハード面・ソフト面の事業推進 ・防災訓練への参加(実施) 	<p>都道府県・都道府県防災会議 構成（都道府県防災会議） 会長：知事 委員：指定地方行政機関、自衛隊、当該団体の職員、市町村・消防、指定地方公共機関</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県地域防災計画の作成・実施 ・市町村・地方公共機関への援助・総合調整 ・防災訓練の実施 	<p>市町村・市町村防災会議 構成（市町村防災会議） 会長：市町村長 委員：県に準じて条例で定める者</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域防災計画の作成・実施 ・消防機関等の整備、自主防災組織の充実 ・防災訓練の実施
災害発生時 (例)	<p>緊急災害対策本部 構成 本部長：内閣総理大臣 本部員：国務大臣等</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る各省庁等との総合調整 ・非常災害時緊急措置計画の実施に関すること ・災害応急対策に係る各省庁・県等への指示 <p>(非常災害対策本部：本部長は国務大臣)</p> <p>中央防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時緊急措置に関する計画作成及び実施の推進 <p>内閣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急措置政令等の制定 <p>官邸対策室 構成 内閣危機管理監等</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁との連絡調整、初動措置の総合調整等 <p>緊急参集チーム（主宰：内閣危機管理監） 構成 政策統括官(防災)、関係局長等</p> <p>事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府としての初動措置に関する情報集約等 <p>各省庁（各省庁災害対策本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、海保、TEC-FORCEの派遣 ・警察、消防、DMATの派遣要請・指示等 ・知事、市町村長、公共機関への応急措置の実施の要請・指示 	<p>災害対策本部 構成（災害対策本部） 本部長：知事 本部員その他の職員：当該団体の職員</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県防災会議と緊密な連携の下で、災害応急対策等の実施 ・警察、教育委員会に対する災害応急対策等に必要な指示 <p>都道府県防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、災害応急対策等の連絡調整 ・非常災害時緊急措置計画の作成・実施の推進 <p>知事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、消防、DMAT等の派遣要請等 ・国、公共機関、他県等へ派遣要請・応援要求等 ・市町村長への応急措置に必要な指示 ・市町村長の避難勧告・指示、応急措置の代行 	<p>災害対策本部 構成（災害対策本部） 本部長：市町村長 本部員その他の職員：当該団体の職員</p> <p>事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災会議と緊密な連携の下で、応急対策等の実施 ・教育委員会に対する災害応急対策等に必要な指示 <p>市町村防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に準じて条例で定める事務 <p>市町村長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達及び警告 ・消防機関等への出動命令等 ・避難勧告・指示、警戒区域の設定、応急公用負担等 ・他市町村、県への応援要求

3. 大規模な災害発生時における国の体制 (1) 災害発生時における国の応急対応

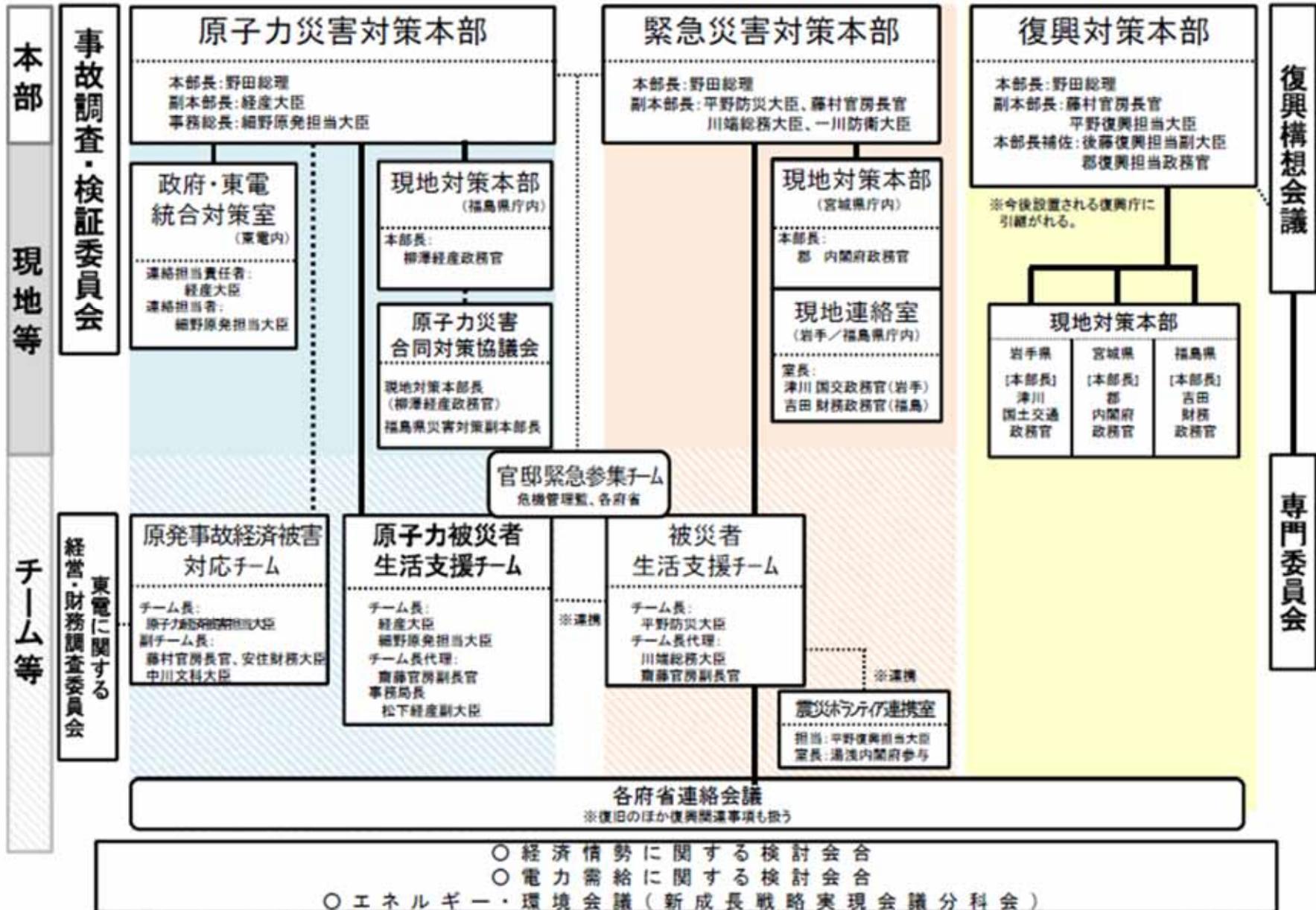


(2) 東日本大震災における緊急災害対策本部と各県の連絡・調整体制



(3)東日本大震災における対策本部等の概略図

平成23年9月11日現在



【東日本大震災復興対策本部HPより】